

横浜人形の家指定管理者公募要項等 質問回答

■第一回質問回答（令和3年5月7日公表）

No.	資料名	頁	項目	質問	回答
1	様式集			押印廃止の動きがあるが、本件についてはどうか。	今回の公募に関しては、押印が必要な箇所については、従来通り押印をお願いします。
2	提案書作成要領	8	II 提出書類様式一覧	前事業年度（2020年度）の収支計算書及び事業報告書の公表が提出日（7月2日）までに間に合わない恐れがあります。前事業年度として該当する書類が2019年度分となりますが、よろしいでしょうか。	結構です。
3	提案書作成要領	8	II 提出書類様式一覧	直近3か年の事業年度の財産目録の提出は、合計残高試算表を代替として提出させていただきます。	結構です。
4	提案書作成要領	8	II 提出書類様式一覧	直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等の提出について、提出日時時点で公表されている範囲での直近3か年という認識でよろしいでしょうか。2020年度分の公表が間に合わない可能性があるため、確認となります。	結構です。
5	指定管理者公募要項	1	2(2) 指定期間	社会経済情勢等の変動を理由に、指定管理期間が変更となる可能性がありますと記載がありますが、どのような場合を想定されますでしょうか。また、その場合は市の意思決定のみで指定管理期間が変更になるということでしょうか。	現指定期間において、新型コロナウイルスの感染拡大により次期指定管理者の選定評価委員会の開催が困難であったことから、指定管理期間を一年延長することとなりましたが、例えばこのような期間の変更を想定しています。後段については、ご理解の通りですが、そのような自体が想定される場合、意思決定の前に、早めに指定管理者にご説明させていただきます。
6	業務の基準	7	II 1(3) エ(ア) 駐車場の運営・維持管理	駐車場の警備、予約の受付等業務に関する人員配置については、開館時間内において必要と思われる時間に対して人員を配置すればよろしいでしょうか。	業務の基準に記載の通りです。 なお、提案にあたり、業務の基準で求めている以上の人員配置を計画すること自体を妨げるものではありません。
7	業務の基準	7	II 1(3) エ(イ) 駐車場の運営・維持管理	市が推進する事業実施のため、継続して一部の駐車スペースを市が使用する場合がありますが、その場合においては市側で使用するスペースの駐車料を支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	市が駐車場を利用する場合であっても、利用に係る駐車料金等が発生する場合は、市は指定管理者に対し、当該料金等を支払います。
8	業務の基準	14	III 2(3) 空気環境測定	大規模修繕・大規模の模様替を行った際には揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定を定期的に行いとありますが、大規模修繕・大規模の模様替を実施する予定はありますでしょうか。	現時点では予定はありません。

■第二回質問回答（令和3年6月11日公表）

No.	資料名	頁	項目	質問	回答
9	指定管理者業務の基準	7	II 1(3) エ(ア) 駐車場の運営・維持管理	指定管理者が感染症対策として人員0人でも対応できると考える場合、駐車場部分を24時間機械で管理、カメラで管理、WEBで予約受付対応などでも問題ないでしょうか。	駐車場の管理、警備及び予約が適切に行えると提案者が判断し、かつ、万一の事故発生の際等、必要に応じて有人対応ができる体制が確保できるのであれば、そうした提案もありうると考えます。
10	指定管理者業務の基準	7	II 1(3) エ(ア) 駐車場の運営・維持管理	※駐車場システムはリース契約で運用しています。と書いてありますが、機械を新しくする事は可能でしょうか。その場合は横浜市の対応になるのでしょうか。	現在の駐車場システムは、現指定期間の開始時に、現指定管理者が導入したものです。次期指定期間における駐車場システムは、次期指定管理者に設置いただきます。
11	指定管理者業務の基準別添資料	16	8 施設詳細情報(9) 収支状況	※条例の目的にそぐわない利用があり、令和元年度に1月利用の一部の契約を解除」と書いてありますが、どのような利用でしょうか。	横浜人形の家条例 第1条に規定する本施設の設置目的の範囲外となる、近隣の事業者等による駐車場の月極契約がありました。